論文

周

|防内藤氏の成立||院近臣藤原盛重流との関係を中心に|

じめに

の内藤氏に関して活動の実態を示していきたい。 でる分析の多くは、これまで同国を拠点とした大内氏の関連論文のなかで必 である。

第一節 内藤氏とは

は同時代史料に基づくものではなく、とくに確証もない。概説書のたぐいでも同様の理解が提示される(4)。ただし、以上のような説明舎人を務めた藤原氏だから「内藤」を名乗った」という筋で説明されており、まず「内藤」という名字の由来だが、通常、同姓を名乗る家の系図では「内

納言ト云フ人御シキ。 る目的からの呼称と考えること自体は問題ない。 ケル。」(『今昔物語集』巻二八―四三話)とあるように、藤原道綱(九五五 昔物語集』の成立時期 ~一〇二〇)に仕える侍として登場するのが初見である。同源説話は確認され ニ世ノ□者ニテ、物可咲ク云テ、 (雲州消息)』にも、 年代が明らかな史料によって内藤という名称を捜してみると、 (あざな)」とは別名・通称のことだから、複数の藤原姓の人物を区別す 道綱の実際の活躍時期における実話ととるか、あるいは 名ヲバ道綱トナム云シ。家ハ一条ニナム有シ。 「横笛内藤太之横笛・琵琶禅師之琵琶・黒長丸之傀儡・ (十二世紀初頭) のあり方と取るかは難しいところだが、 人咲ハスル侍有ケリ。字ヲバ内藤トゾ云ヒ 十一世紀中頃の 「今昔、 『明衡往来 其ノ家 傅大 今

時期に内藤という名字が一般化していた可能性は高いだろう。白藤太之猿楽。如」此之輩、不」可;勝計;」(第二十通)と見えるので、この白藤太之猿楽。如」此之輩、不」可;勝計;」(第二十通)と見えるので、この

渡

辺

滋

定説はない。
定説はない。
定説はない。
定説はない。
定説はない。
定説はない。
に関わって下向した古代の下級中央官人、③地頭職をいは院分国の経営など)に関わって下向した古代の下級中央官人、③地頭職をいは院分国の経営など)に関わって下向した古代の下級中央官人、③地頭職をとしては、①もともと周防国に拠点を持つ勢力、②受領による任国統治(あるとしては、①もともと周防国に拠点を持つ勢力、②受領による任国統治(あるとしては、①もともと周防国に拠点を持つ勢力、②受領による任国統治(あるとしては、①もともと周防国の内藤氏だが、彼らの出自については諸説ある。可能性

ンク付けによると、幕府内において内藤氏が同じ周防国に基盤を持つ大内氏よ 防の遠石をさまたけ候なる、 る活動が、源平いずれの側に立ってのものか先行研究の解釈は分かれるが⁽⁶⁾、 都濃郡を活動拠点としていたこと自体は間違いあるまい。後者の史料に見え こそ、吉事にてあらむすれ」という言及から、内藤氏が源平争乱期に周防国 正月六日 源頼朝書状」(『吾妻鏡』同日条所引)にみえる「又、内藤六か周 都濃郡で活動しているという情報や 「建治元年 とはいえ、 『鎌倉遺文』 (一二七五) 五月 六条八幡宮造営注文」 (7) 五〇八)にみえる、盛家の「父盛定之時」から内藤氏が周防国 「建久二年 (一一九一)二月十日 石清水八幡宮寺別当下知状_ 以外事也。当時は、 (詳細は後述)、 国の者の心を破らぬ様なる事 「元暦二年 に見える御家人のラ (一一八五)

藤氏の源氏側に立っての活動を示すものと理解すべきだろう。への貢献が推定されるという指摘^(®)も踏まえれば、『吾妻鏡』の記事は、内りも高い評価が与えられていることや、その背景として内乱期における源氏側

考えることができよう。 鎌倉初期の内藤氏と幕府中枢との間に一定の関係が築かれていたことの反映と 能性を示している。盛家をめぐるこのような女性関係が史実であるとすれば、 盛家息の「盛義」 家系図」)とあり、 に配列されていることは、その女性とのつながりが夫盛家の後半生で生じた可 間に生まれた息子だった可能性を示している。また、系図上で彼らが後ろの方 が母だったかどうかはともかく、将軍御所などに出仕する鎌倉居住の女性との のに対し、弟盛時の活動が鎌倉を中心とする傾向は(ロ)、実際に因幡局 同母ということになる。父盛家・兄盛親が京・周防における活動を中心とする 右大臣実朝薨時、 も注目される。盛家の妻は、 なお内藤氏の鎌倉初期における立ち位置を示す情報としては、 (山口内藤家系)とあり、これによれば末子の三名、 摂津守師茂女〈姓不」知〉」(『近世防長書架系図総覧』 落レ髪。 項には「三人同母 大外記を輩出する中原家の出であると分かる (9)。 そして 号 三 顕^頓 おそらく複数あったろうが、そのうちの 宮入道」〉」・「盛時」・ 摂津守師茂女/実朝之乳母也。 「盛政 「盛義」 掲載の 内藤盛家の妻 〈左兵衛尉 の三名は 号;;因幡 一人に 「内藤 11

びつきを保持するに到っていたのである。 拠点として反平家活動を活発に行い、鎌倉初期の段階では幕府中枢と一定の結で軍事活動を行う基盤は確保されていたと判明する。源平争乱期には、そこをはいえ、先に見た諸史料からは、少なくとも十二世紀末の段階において、当地内藤氏が周防国に拠点を持つに到った経緯・時期などは解明されていないと

にきごらう。

で、勢力の扶植は十二世紀代に本格化した可能性を想定す後述する各種の系図上でも、同氏の周防国における活動が十一世紀以前に遡るの活動開始時期は、源平合戦を大幅に遡るほど古いものではないことになる。の活動開始時期は、源平合戦を大幅に遡るほど古いものではないことになる。の活動開始時期は、源平合戦を大幅に遡るほど古いものではないことになる。とすると、同氏による周防国でない。つまり、旧来の有力氏族であれば当然確保していたはずの、国衙在庁のない。つまり、旧来の有力氏族であれば当然確保していたはずの、国衙在庁のない。つまり、旧来の有力氏族であれば当然確保していたはずの、国衙在庁のない。

二節 大中臣氏(都濃郡)との関わり

る経緯を記した箇所について、検討を加えておきたい。連系図そのものについては次節で詳説するが、ここでは周防国での活動を始め、草創期の内藤氏に関する史料としては、同氏の系図が注目される。各種の関

山伏」遍 う人物に注目したい。 女」妻之〉」とある。 こでは彼の周防国での定住を保障する役割を担った「大中臣光忠」(ユ)とい 末武庄」。 庄之主福井検校大中臣光忠、 口県文書館所蔵)には「内供奉祐覚〈始山伏也。遍川歴諸国 「寄合内藤家系図」 関連する記載は、おおよそ同内容である。たとえば「山 ||歴諸国 而留二于周防国末武庄」 (『近世防長諸家系図綜覧』所引)には「祐覚 「祐覚」という山伏については次節で触れるとして、こ 以二其女」娶之」 庄主福井検校大中臣光忠、 (七オ)とある。また [| 而留 口内藤家系」 ...滯于周防国 ⟨…初為□ 以三其

語っていよう。 えるうえに、時期が異なるとはいえ、末武荘の「庄主」も同族が勤めている点 れていた(⑤)。先に述べたように、 園だが、古代末の段階では、 また少し後の時期の史料となるが、遠石八幡宮(都濃郡、現在の周南市)の銅 として紹介されることが一般的だが(コ゚、とりあえず順に検討していく。大 は注目される。こうしたあり方は、両者が事実上、一連の組織だったことを物 鐘銘(元応二年、 は、これらの系図に見える「末武」という地名から、都濃郡南部と推定される 古代後期に周防国の国衙在庁を勤める有力氏族だったと判明する。 I』)に「国吏 中臣氏は、 二七六五六)という人物が見えることも ⑷、そうした推定を裏付けている。 関連系図に見えるこれらの記載について、郷土史の分野では信頼できる情報 つぎに、末武荘(都濃郡) 「建久八年(一一九七) 阿弥陀寺鉄塔銘」(『防府市史 史料編 留守所」の一員として「大中臣氏」が挙げられるところから、 一三二〇)に「神主左衛門尉大中臣貞直」(『鎌倉遺文 石清水八幡宮の別宮の遠石八幡宮領として経営さ について、同荘は現在の下松市周辺に展開した荘 遠石八幡宮の関係者として大中臣氏が見 その本拠地

いる。宮と内藤盛家が争っており、その因縁は彼の父盛定の代まで遡ると述べられて宮と内藤盛家が争っており、その因縁は彼の父盛定の代まで遡ると述べられてところで十二世紀末の史料によれば、同荘の領有権をめぐって、石清水八幡

・「建久二年(一一九一)二月十日 石清水八幡宮寺別当下知状」(『鎌倉遺

文 五〇八

八幡宮領周防国遠石別宮盛家

依 盛家不」可一濫妨一者也。自今以後、 有 追却 | 之由、被 」下 ; 院宣 | 之処、如 」此狼藉、 盛定之時、 |傷神人友□時|。以| |領家之訴 | 。事実者、 |別当殿仰|、下知如」件。 鎌倉殿、 不」知;|行□等;、得善并末武保以;|新儀;企; 称;,地□;□来、一向令√押; 可以被以行口罪科 |鎌倉殿御下知|、領家経 尤□当也。 之由、 令|||停止無||沙汰|。 任 「領□領家・預所之得分」。其上、 可」有二沙汰」也。 |先例|、於||領家・預所之得分 不」絶之間、 院奏」、停二止件□ 尚不二承引」者、 ||押領|。且又、 可」存;;其旨;之状 神事違例之由 _ 可 = 被 刃 父

建久二年二月十日

る。

7

う高いレベルでの領有権ではなく、現地における管理主体の入れ替わりは、 この文書に見える「内藤盛家が押領した」という説明は石清水社側の主張で 珍しくなかったからである。 盛家の側にも一定の言い分があった可能性はある。本家・両家などとい 当

推定されるので、 周防 = 周防本郡 おける周防氏の権益を継承した主体と自認していたからである可能性も想定さ 富田保の近隣荘園である得善保などに介入したのは(宀)、自らをこの地域に 防高綱は「富田介高綱」(延慶本『平家物語』巻九)とも呼ばれるところから、 介に任命されるほどの有力な勢力だったにもかかわらず、十二世紀代になると 防宿袮正遠」の名が見えるように、一○世紀の段階では正式な除目を経て周防 る人物は周防国造 切姿を見せなくなる。中世の内藤氏の所領 「周防介高綱」(『源平盛衰記』巻三六・長門本『平家物語』巻一六)と見え 周防国造の本拠地であり、 たとえば、この地域の場合、一ノ谷合戦の際の周防国からの参陣者として (都濃郡) (九五九) 周辺にも所領を持っていたと考えられる。とすると、内藤氏が 周防氏は源平合戦の結果として失脚したのであろう。
 (熊毛郡) や、 周防国司解」(『朝野群載』 (熊毛郡・玖珂郡が本拠)の子孫だろう。この一族は、 内乱終了後に幕府から新恩給与で入手した権益と それに隣接する勝間村 (詳細は後述する) のなかでも小 巻二六)に (熊毛郡) 「正六位上行介周 は、 この周 かつて 万天

そもそも「院宣」が下ったにもかかわらず、 内藤氏側の「狼藉不」絶」とい

> 実を反映する伝説とも推定されよう。 十二世紀前半あたりの段階で、 で当地に滞在することになったという系図の記載は、すでに十一世紀後半~ という山伏 内藤氏がこの荘園に独自の得分を保持していた可能性は十分ある(エ)。祐覚 也」という石清水側の主張を踏まえると、「領家・預所之得分」以外の範囲で う状況が続いていることや、「於「領家・預所之得分」、盛家不」可」 (系図上で盛家から三代前) 内藤氏が末武荘と何らかの関係を生じていた史 が、末武荘の庄主の縁戚となったこと 濫妨 _

尊重する限りでは、 現地有力者=郡司としての肩書きなのであろう。伝統的な郡領氏族が国衙在庁 ほど近くない 熊毛郡の北部にみえる(小字が柳井市伊保庄に残る) 厨などの検校も見えるようになるなど、その用例は多彩である(※)。 たことになる。なお「福井」という地名は旧都濃郡内に確認できず、南接する を兼ねるありかたは、この時期に一般的だから、そうした位置にある氏族だっ いう「検校」が、なにを監督・統率する立場を意味するのか不明だが、 ところで大中臣光忠の「福井検校」という肩書きは、 「検校」の職務を果たす人物の意だろうが、検校には多様な事例が確認され 当初は郡司の一種として用いられる事例が多いが、 (直線距離で約四○キロ離れている)。 「末武庄主」とはほかの役割を意味しているようだから、 か^ミ 次第に荘園・ 「福井」を本拠地とし 末武とはそれ 杣・薗 文面を

る。 げていった内藤氏は、 の一つだったと推定される末武荘の管理権に食い込む形で同地域に勢力を広 どを拠点として勢力を保持していた状況を垣間見てきた。その中心的な権益 メリットがあって、 以上、古代後期から中世前期の大中臣氏が、都濃郡を中心に、 しかし、そこに史実が含まれているとすれば、大中臣氏の側にも何らかの こうした筋書きは内藤氏側の史料に記されたもので、一方的な主張ではあ 内藤氏の台頭を認めるに至ったことが推定される。 系図によると大中臣氏の後援を得る形で活動を始めてい 荘園や神社

毛郡、 の運営主体は明確ではないが、 していた(図)。このうち後者は、 では西部の三田尻(現在の防府)と、東部の柳井津に鋳物師の活動拠点が存在 の技術を保持していたこととの関連が想定できるかもしれない。中世の周防国 この点、まったくの想像になってしまうのだが、大中臣氏が金属精錬・ 柳井市大字伊保庄字向田) 正法寺(長門国厚狭郡)の銅鐘銘 以来の伝統を継承している可能性が高い。 平安期の金属精錬遺構である向田遺跡 (正平十八年 そ

ぶのではなかろうか。 (一三六三))に「大工 大中臣弘義」(『山口県風土誌』金石文誌 巻六)と(一三六三))に「大工 大中臣弘義」(『山口県風土誌』金石文誌 巻六)と(一三六三))に「大工 大中臣弘義」(『山口県風土誌』金石文誌 巻六)と

先に見た大中臣氏の活動範囲からすると、平安期に熊毛郡北部の向田遺跡 先に見た大中臣氏が何らかの交渉を持ちかけ、最終的に山伏の集団が都 を得るために、大中臣氏が何らかの交渉を持ちかけ、最終的に山伏の集団が都 用いて聖なる鉱脈を探して回る存在としての修験者である⁽³⁾。彼らの協力 を得るために、大中臣氏が何らかの交渉を持ちかけ、最終的に山伏の集団が都 を得るために、大中臣氏が何らかの交渉を持ちかけ、最終的に山伏の集団が都 を得るために、大中臣氏が何らかの交渉を持ちかけ、最終的に山伏の集団が都 といかがだろうか。山伏と都濃郡の関係については、また後で触れたい。

第三節 内藤系図の史料性と草創期の内藤氏

ある(5)。 本節では、先に言及した系図類について、もう少と具体的に検討しておこう。 本節では、先に言及した系図類について、もう少としは、藤原道長の子孫と称する 現存する内藤氏の系図は、おおよそ二類型に分類できる。ひとつは、藤原秀郷

れた系図と推定される(巻)。

藤原秀郷

I

千晴

I

千清

I

正頼

Н

頼清

ı

頼俊

行俊

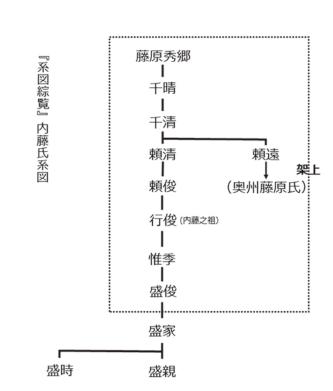
季俊

ı

季賢

頼遠

ただし前者に見える情報も、すべてが史実というわけではなく、これもいわ



内藤系図①

参照:『尊卑分脈』左大臣魚名公五男藤成流

藤原道長 架上① 藤原頼高 覚祐 祐覚 (祐寛) 架上② 内藤盛遠 内藤盛定 定業 盛頼 盛家 盛高 盛氏 八男 九男 四男 (?) (六男)

内藤系図②

(摂関家の藤原道長流と、院の近臣の藤原盛重流)を対象としており、架上作料はない。ただし二箇所の架上は、それぞれ血縁関係のない別の藤原氏の一流上が同時に行われたのか、あるいはどちらかが先行するのか、決定的な判断材藤系図の場合、いずれも大きく二箇所で架上がなされている。この二箇所の架 藤系図の場合、いずれも大きく二箇所で架上がなされている。この二箇所の架 ゆる仮冒系譜 窓の一種である。この手の系図を検討する場合、架上(本来

る可能性が高い。 業自体から矛盾が生じていることを踏まえると、別の段階で行われた作業であ

との接続は、さらに後の時期の作為であろう(窓)。
この部分が鎌倉期以降に架上された可能性をうかがわせる。一方、藤原道長流確認されるが、これらの履歴を「守護代」と変換して記載するところからは、相模・信濃・越後・飛騨・筑後等之守護代」を勤めたと説明される点が参考に相模・信濃・越後・飛騨・筑後等之守護代」を勤めたと説明される点が参考にこのうち、藤原盛重流との接続については、たとえば「盛重」項に「石見・このうち、藤原盛重流との接続については、たとえば「盛重」項に「石見・

後述)。のためであろう。一方、盛重流との接続は、史実の反映と推定される(詳細はのためであろう。一方、盛重流との接続は、史実の反映と推定される(詳細はと、もともと「藤原」姓であったのが、のちに内藤姓になったという筋の説明ところで架上の目的だが、道長流との接続は、貴種との関係を主張すること

していきたい。の実態を解明するための基礎作業として、このコアな部分の情報について検討の実態を解明するための基礎作業として、このコアな部分の情報について検討認したうえで、これを除くとコアな部分が残る。そこで以下、草創期の内藤氏ともあれ、このように二箇所の架上部分(藤原道長流と盛重流)の存在を確

こ倹付していこう。物と確定できる。そこで、とりあえず道長を除く盛定以前の四名について、順物と確定できる。そこで、とりあえず道長を除く盛定以前の四名について、順藤盛定」という人びとのうち、末尾の内藤盛定については諸史料から実在の人藤盛定」という人びとのうち、末尾の内藤盛定については諸史料から実在の人具体的には、系図冒頭の「藤原道長―藤原頼高―覚祐―祐覚―内藤盛遠―内

として、さらには卑母でもない条件下では考えにくい。 極官が「右少将」(防長・山口)というのも、六〇歳すぎまで生きた道長の子 造作した架空の人物と考えるのが妥当だろう。 い人物であることも踏まえると(※)、盛定息の盛高・盛頼あたりの名前から 歳頃に生んだ男子ということになり、 て一〇一〇年頃の生まれとすると、 ~一〇二七) と源高明 (一〇七二) に六二歳で死去している まずは、 藤原頼高について。 (九一四~九八三) 系図によれば、 源高明が晩年七○歳頃につくった娘が三○ 不可能ではないが、 (防長・山口)。系図の記載から逆算し 女の間に生まれた子で延久四年 この人物は藤原道長 他の史料に一切見えな 違和感は否めない。 (九六六

、覚祐については、

片師。号;;山悪禅師 | 。配;|流備前国児島 | (続群)

山悪禅師」。 |山悪禅師 謫 謫 |居備前児島 | 。又曰; |児島悪禅師 |居備前児島 | 。云 | 児島悪禅師 | (山口 | (防長

を行っている(32)。そうした情報を念頭に置くと、 備前国児島は中国地方における修験道の中心地で (ヨ)、 うのだから、延暦寺の関係者ということになろう。この人物が、何か問題を される表現で、 島に赴いたという説明は、 頼高の息子 延暦寺はこの地の山岳寺院を末寺に組み込む動きを見せ始め、 起こして「配流」・「謫居」した先が、 ることを表わす」(『日本国語大辞典』)接頭語である。 などの情報が伝わっている。悪禅師の「悪」は院政期から中世の諸史料に散見 そのつぎの祐覚 (→十一世紀後半から十二世紀前半が活躍時期か) 「その人が抜群の能力、 (続群では 何らかの史実を前提としている可能性も想定できる 「祐寛」)については、 児島(備前国)という筋になる(30)。 気力、体力を持っていて恐るべきであ + 一世紀代に生きた藤原 + 山 世紀末頃 僧侶の派遣など が延暦寺から児 一の悪禅師とい から、

||伊予内供奉 _ (続群)

井検校大中臣光忠、以,,其女,妻之/死去年月日不知(防長) ||伊予内供奉|/初為||山伏 |遍||歴諸国|。 而留;;于周防国末武荘;。 荘主福

始山伏也。 ||其女||娶之。号||伊予内供奉| ̄遍||歴諸国|而留||于周防国末武庄|。庄主福井検校大中臣光忠、 山口

に定住したという経緯が描かれている のほぼ対岸にある伊予国(33)における修験活動を生業とし、 などの情報が伝わっている。これによれば、 活動範囲は (備前国) 「伊予」を中心とする諸国ということになる。 を出発点として、児島の修験者集団との関わりから、 大中臣光忠の娘を娶るまえの、 父 最終的に周防国 「覚祐」 瀬戸内海 一の活動 彼

は宗教者として瀬戸内海各地で活躍していた時期がある(→「覚祐―祐覚」の る必要がある(この点については、第五節で後述する)。少なくとも、①先祖 だし、道長流の系図と自身の先祖を結ぶ間に、唐突に二代の山伏(修験者)を この親子は単に文字をひっくり返した架空の人物ではないかとも思われる。た えにくい。また備前国や伊予国での活動を強調する意図についても、考えてみ 挟み込む作為から、内藤家のイメージに何らかのプラスの効果が生じるとは考 僧名である(ヨ)。そうした点で、名前から特に違和感を感じる訳ではないが、 このように見てきた覚祐・祐覚の二人だが、 海外も含め諸史料に散見される

> 実と見なされていた可能性が高いのではなかろうか。 部分の生成)、②本姓は藤原氏で、現在は内藤を名乗っている(→道長流を架 上)という情報は、系図作成時にゼロから造作したものでなく、 一族内では史

る 。 延暦寺との関係を示す呼称や、 図が現状のような形態を採るに到ったのは、 北朝期の武闘派の僧侶で、南朝方を支援して十禅師(第)の地位を得た延暦寺 になる(なお、 さて人名を造作するに当たっての典拠としては、覚祐の「山 「祐覚」が推定される(※)。この推定が正しいとすれば、 備前児島の修験者が「覚」 祐覚の「内供奉」を勤めたという説明から、 字と縁があることについても後述す 南北朝期以降の可能性が高いこと 周防内藤氏の系 悪禅師」とい 南

0)

う筋自体は、 る (37) 。 実際、 関係からかもしれない。ともかくも、平安後期における山伏勢力と大中臣氏 地域に延暦寺領の高水荘(熊毛郡と都濃郡の境あたり)があるのも、 の存在からも、 けての地域は、 や山伏寺が集中する地域である (38)。とくに熊毛郡北部から玖珂郡南部にか 活動を活発化した結果、内藤氏という武装集団が成立したという筋が読み取れ たような受け入れ側(大中臣氏)の判断もあって、山伏集団が周防国都濃郡で (旧来の国衙在庁)の協力関係の構築が、 以上のように、 一定の史実を反映している可能性が高いように思われる。 平安期の山岳寺院である東千坊山廃寺(熊毛郡田布施町)など 都濃郡は、周防国内で霊山 古くから山岳信仰と深い関わりがあることが確認できる。この 最大限、系図の情報を史実として認めた場合、 内藤氏を生み出す淵源となったとい (太華山・四熊山・金峰山など) 前節で検討し そうした

めぐっては つぎに、系図上で内藤氏の初代とされる「盛遠」について見ていこう。

筑前守 徒五位下筑前守/鳥羽院御宇、 (防長) 従五位下/鳥羽院賜;,内藤氏;。 初賜 内藤之氏 死去年月不」知。 母同 盛 母 重 大中臣光忠女

筑後守 従五位下/鳥羽院御字賜,,内藤氏,。 母盛重同 _山

情報は、藤原を本姓とする家が、 載は、母が大中臣光忠女という意味である(「盛重」 れる実在の人名だが、 などの情報が記載されている。このうち「母同盛重」(続群・山 詳細については第四節で後述する)。この部分に見える 鳥羽天皇(一一〇三~一一五六)の時代に は系図の架上部分に見ら \Box

係を持った可能性はあるかもしれない する情報の存在も踏まえると、 だし後述するように、院政期の内藤氏と八条院 れが目立つ。この点は、系図架上で生じた矛盾の一種と考えるべきだろう。 頃の生まれで一一二〇年代に晩年を迎える盛重の同母弟とするには、年代のず 躊躇される。あるいは、「先祖のなかに内舎人 ⁽³⁾ の任官者がいる」という 氏の系図以外では確認できないことも踏まえると、実在の人物と判断するのは 位期間(一一〇七~一一二三)が盛遠のおもな活躍時期とすれば、十一世紀中 母弟としている(架上部分)。しかし系譜の記載に見える「鳥羽院」の天皇在 伝承を、遠藤盛遠(文覚)あたりの名前を参考に人物化したものかもしれない。 「内藤」を名乗るようになったという説明に限られるが、この「盛遠」 なお系図では、この内藤盛遠を前述のように藤原盛重という実在の人物の同 実際に先祖の一人が鳥羽院の周辺と何らかの関 (鳥羽院の女) との関係を示唆 一が内藤 た

と同じく、 に「件盛家…父盛定之時…」という史料から実在が確認できる。つまり系図類 の「盛遠」を除き、つぎの「盛定」については、前述したように「建久二年 人物と評価せざるをえない。ただし系図上で内藤を名乗る人物のうち、 (一一九一) 二月十日 石清水八幡宮寺別当下知状」(『鎌倉遺文』五〇八) このように、道長以降の藤原頼高―覚祐―祐覚 関係史料が乏しいこともあって、架空の人物、あるいは実在性が疑われる 内藤盛家(一一三九~一二二七)(4)の父として名前が見えるの ―内藤盛遠の四代について 、初代

以下のような人名が見えるのである。 乱(一一八〇年)の際、 おける活躍が推定されるに留まるが、 内藤盛定については、 従来、この史料や内藤系図から、 源頼政の麾下に加わって戦死した人物のリストの中に、 実はほかにも関連史料がある。 平安後期の周防国に 以仁王の

『山槐記』治承四年(一一八〇)五月二十六日条

被」切」頭輩

検非違使左尉 平

頼政法師 景高切七人 源仲家

源勧〈字佐知、

字藤次〈兼綱三郎子

内藤太守助 〈内藤馬允守貞男

〈八条院蔵人、帯刀先生義方子〉

小藤太重助〈同男〉 安房太郎〈下総国住人

はないか る肩書き (4) を持っている点などからも、こうした想定は成り立ちうるので 字を共有している点や、馬允という彼以降の内藤氏の人びとが名乗る傾向にあ 関係が確認できる。このうち「守貞」という人物が、 る可能性は、 細部の誤りも目立つが、本稿の問題関心からは注目すべき情報を含んでいる。 高を「平景高」と記載したり、源義賢を「義方」と表記するなど(後略部分) 「内藤太守助 ここに記された情報によれば、内藤守貞―守助―重助という三代に渡る血! 本日条の情報は口頭報告をメモした聞書の類を情報源としたらしく、藤原景 時期的に見ても高い。守貞―守助と親子で「モリ」と訓読する文 〈内藤馬允守貞男〉 /小藤太重助〈同男〉」という部分である。 内藤盛定と同一人物であ

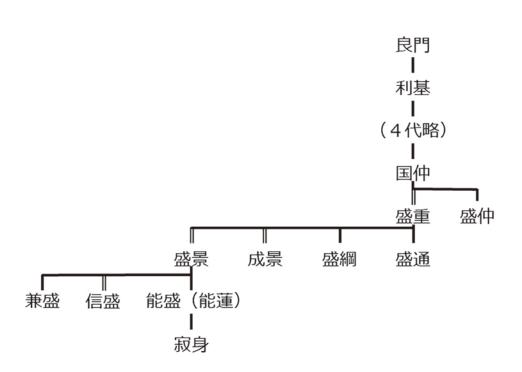
う)・重助親子が、以仁王の挙兵に参加していたことは、 後の内藤氏の立ち位置が相当に向上したであろうことは想像に難くない。 て内藤親子の名が挙げられているのである。反平家の烽火を上げることになっ ことが確認されるが、その彼に率いられて戦場に向かった主要人物の一員とし 違使藤原忠綱切四人」の一人としてリストアップされており、現場で戦死した して五十余騎」という記事からも確認できる ⑷ 。ここで彼らを率いていた た以仁王の乱で、長男親子が主要メンバーとして活躍したとなれば、 一五)の「大夫判官郎等、小源太嗣・内藤太守助・小藤太重助・源次加を始と 「大夫判官」とは、源兼綱(頼政養子)のことである。兼綱も同日条で「検非 内藤守助(おそらく「太」という呼称からすれば、守貞=盛定の長男だろ 『源平盛衰記』 幕府成立

違いない(4)。 羽院の女、後白河院の妹 そうした経験が、 家による追捕は免れ得ず、 交渉だったとは考えづらく、 前から八条院に出仕し、その過程で源頼政―兼綱らとつながりを生じるに到っ 両者間には密接な関係が存在した可能性は高い ⑷ おそらく内藤親子は以 て戦場に向かった源兼綱にしても、院と深い関係を持った人物だったことは間 への態度については論者によって想定に違いがあるとはいえ、内藤親子を率い たのであろう。そうした人間関係と、一族の長である守貞=盛定がまったく没 ここで、もう一つ注目されるのは、 内藤親子がこうした人物に率いられて乱に参加している以上、 内乱末期の周防国における反平家活動につながるのは、 しばらくは身を隠さざるを得なかった可能性が高い の関係者と推定される点である(ヨ)。八条院の乱 彼自身も関与していただろう。とすれば盛定も平 反乱に参加した勢力の多くが八条院 自然

第四節 内藤氏と中央政界 藤原盛重流との関係

具体的に見ていきたい。 続は一定の史実に基づいている可能性を指摘した。本節では、この点について前節では、内藤系図に二箇所の架上部分があり、そのうち藤原盛重流との接

住人。童形之時、 あたり示唆的な情報が、 盛重流の存在を大きく意識していたと考えざるを得ない。その理由を考えるに (の子なり」という説明からも確認できる(4)。 しかし実際の架上を見る限り、 同様の情報は、 候::北面;。 [十訓抄] 『尊卑分脈』 白河院御寵童。 (第 一 周防国に拠点を置く内藤氏が、 五. <u>46</u> 0 0) 元服之後近習」という説明であ 「盛重」 「肥後守盛重は周防の国の百 項に付された「周防国 都にいる藤原



藤原盛重の関連系図

関係を示す情報が系図以外に皆無である。 張するように親戚関係にあるのだろうか。結論からいえば、その可能性は低い。 先に触れた系図の接続箇所の年代的な齟齬も看過できないし、両者の間の血縁 字を通字として長年にわたり継承するという傾向も踏まえると、 盛重は周防国の出身者で、幼いときに上京して中央政界で活躍した人物だっ 盛重流藤原氏と周防内藤氏は同国の出身であることに加え、 内藤系図の主 両者が「盛_

がある。以仁王の乱の際、 先に触れたとおりである 定の長男と考えられることや、 太重助の親子が、内藤系図のなかで実在が確認できる最古の人物である内藤盛 点について、 ような単純な理由ではなく、 ただし、 単に同じ周防国出身者としての親近感から系譜を接続させたという 具体的に検討するには、 源兼綱に率いられて戦場で散った内藤太守助・小藤 実際に一定の関係が存在した可能性は高い。この 彼らが八条院の関係者である可能性については 前節における検討成果を思い起こす必要

が八条院と内藤氏の間を取り持った可能性も考えられよう。 の名が見えることから確認できる(4)。 挙げた八条院関連文書 弟が挙げられる。このうち藤原信盛は、後白河院の北面の一員であった ^(※)。 彼が、以仁王と関係が深い八条院とも密接な関係を築いていたことは、以下に の乱の当時、 この点と関連して注目されるのは、藤原盛重流の人びとが代々の治天の君 〔白河・鳥羽・後白河〕の近臣として勢威を振るっていた事実である。以仁王 活躍していた盛重流の人物としては、 (侍所への見参者の名前を列挙した注文) 信盛のこうした立ち位置からは、 信盛・兼盛・能盛などの兄 のなかに、 そ 彼

「寿永元年 (一一八二) 七月五日 八条院侍所見参注文」 (『平安遺文』

侍所見参

四 日

元忠 信盛 俊 兼 公朝 俊宣 親能 高通 清憲 章清

清元

康経 尚家

已上十四人

寿永元年七月五日

藤原兼盛も、 後白河院との密接な関係を確保している。とくに治承三年の政

> とされてしまう(50)。 災難といえよう。 条)という私刑を受ける羽目に陥っている。同時に、 デターを起こした清盛によって、 この任命が、院による平盛子(藤原基実妻・平清盛娘)の遺産接収を意味し 変を引き起こす直接のきっかけとなったのは、後白河院が兼盛を「白川殿倉 ていたこともあって、これに対する平清盛の怒りは激しかった。 預」に任じたことだった(『玉葉』治承三年(一一七九)十一月十五日条)。 (藤原成景)の管理する院の倉庫も平家に接収され、 いずれも、 兼盛は「被」切」手了」(同 十一月二十三日 後白河院との関係が近かったために生じた 叔父(盛重の猶子)の 西景自身も追捕の対象 結局、クー

景

を反映した人選と推定されるが、こうした人事は盛重流の人びとと周防国の関 防守を歴任している現象が挙げられる。 めていたことが分かる。 集への作品掲載などから、文事に堪能というイメージが強い人物である(ミ)。 盛」と名乗っているので、それ以降は官途に就かなかったのだろう。 条)、院権力の中枢に位置していたことが推定される。晩年は「周防入道能 を解官されており(『玉葉』・ 承元年に遷任)となっている。ただし彼の場合も、 が 都の政界で大っぴらに認められていた証と考えられよう。 兄弟のなかでも『梁塵秘抄』(巻一〇)で三ヶ所に登場することや、 (51)。このような人事は、 ところで、この世代の盛重流の人びとの活動で注目されることの一つに、周 藤原能盛については、 (ヨ)、左衛門尉・検非違使などを歴任したのち、 0) 盛重の上京後三代を経た院政末期にまで及んでいたことを示している 「兼盛」項に「周防守」とあるところによれば、 同時期に同名の人物(平家の家人)がいて紛らわしい 当時の周防国は院分国なので(3)、後白河院の意図 周防国を管理する⁽⁵⁵⁾ 『山槐記』治承三年(一一七九)十一月十七日 先に挙げた能盛だけでなく、 盛重流の役割が、 治承三年の政変で周防守 出雲守を経て周防守 弟の兼盛も周防守を勤 当時 なお彼は 『尊卑分 治

藤原氏と考えられるのである 者の間には中央側で院権力と結びつく媒介項が必要なはずで、それが盛重流の 都濃郡を本拠地として活動していたのであろうが、周防国が院分国だからと いって、彼らが自力で直接、 したものである可能性が高いと思われる。この時期の内藤氏は、おもに周防国 以上のように見てくると、 院権力と結びつくような契機は見いだせない。 内藤氏の後白河院周辺との関わりは、 盛重流を介

述)という本稿の想定と異なる。 「盛」字の共有などの手段で擬制的な一族関係の元に組織していた(詳細は後想定する論者もある。こうした理解は、出身国(周防国)の現地有力者らを、武力機構の掌握を通じて武力の組織化を意図する動向は見られない」 (5) と武力機構の掌握を通じて武力の組織化を意図する動向は見られない」 (5) と武力機構の掌握を通じて武力の組織化を意図する動向は見られない」 (5) という本稿の想定と関連して、先行研究のなかには「盛重の意識の中には、なお以上の想定と関連して、先行研究のなかには「盛重の意識の中には、

背景もあって、 げていく意図がなかったと理解すべきではないか(5)。おそらく、そうした うになった 確実な証拠は提示できないが、 国ではなく、遠方の出身国に限られる結果となったのであろう。 動向は見られない」のでなく、政界上層部の側に、彼をそういう方向に育て上 いないのは確かだが、この点については盛重自身に「武力の組織化を意図する い。たしかに、 史料不足もあって、盛重流の人びとが、 「馬允」という肩書きなどは、 (=内舎人に任官した)という情報や、 盛重流が配下に組織する対象が、源・平の場合のような畿内近 盛重流が源・平のような全国レベルの武士団組織を実現できて 前述の系図類で「盛遠」以降に内藤を名乗るよ 内藤氏が独力で入手したものとは考えにく 配下の人びとに官職を供給していた 『山槐記』にみえる内藤守

が(3)、内藤系図もそうした一例なのであろう。 (3)、内藤系図もそうした一例なのであろう。 (3)、内藤系図もそうした一例なのであろう。 (4) 本のように考えると、内藤氏が系図上で盛重流との関わりから中央政界国における諸活動の淵源は、藤原盛重とその子孫たちとの関わりから中央政界国における諸活動の淵源は、藤原盛重とその子孫たちとの関わりを強調する理由もこのように考えると、内藤氏が系図上で盛重流との関わりを強調する理由もこのように考えると、内藤氏が系図上で盛重流との関わりを強調する理由も

姻関係が結ばれたかどうかはともかく、通字の共有によって一定の関係性が生間に擬似的な血縁関係が設定された結果ではなかろうか。実際の養子関係や婚にわたり、主要構成員のほとんどが「盛」字を共有しているし、内藤氏の場を、前者から後者への影響の結果と考えることに異論はなかろう (5)。問題を、前者から後者への影響の結果と考えることに異論はなかろう (5)。問題を、前者から後者への影響の結果と考えることに異論はなかろう (5)。問題を、前者がら後者への影響の結果と考えることに異論はなかろう、時氏の場として共有している。とうした現象を、前者がら後者への影響の結果と考えておこう。盛重流では院政期の三代として共有し続ける現象についても考えておこう。盛重流では院政期の三代として共有し続ける現象についても考えておこう。盛重流では院政期の三代として共有しまって一定の関係性が生

じた可能性は高いように思われる。

とで連帯感を維持している(3) 構成メンバーは、 に基づく命名方法を共有する場合がある(②)。 擬制的な血縁集団 必要が生じる。この他、 も類似するが、一代限りの文字共有なので、 この場合は集団の枠を越えての通字の共有という点で盛重流―内藤氏の事例と 者を烏帽子親などとして、その偏諱を拝領する(一字拝領)方式もある 通常は同じ漢字が数世代にわたって受け継がれていく。一方、元服の際に上位 法である (6)。 もっとも一般的なのは、相模三浦氏の「義」・両総平氏 るが、党として行動する際には同一ルールに基づく名前(一字名) 「常」・伊豆伊東氏の「祐」など、実際の血縁者間で一字を共有する方式で、 そもそも通字の共有は、 源・平のほか、 (湯浅党・武蔵七党ほか)を形成・維持する際、 いわゆる「党的武士団」と称される非血縁者も含めた 集団としての意識を共有し、団結するための方 大江・清原・藤原などさまざまな出自からな 世代交代毎に関係性を再構成する たとえば、 いわゆる松浦党の を名乗るこ 独自ルール

用する傾向は、 鎌倉初期にかけて、 えるのは難しく、 図・内藤系図) 向は同世代の傍流へも拡散している (d)。 盛房―弘盛―満盛」と「盛」字を通字として利用し続けている。 う点で、藤原盛重流と内藤氏の関係に近いものがあろう。実は、 れていた可能性を示唆していると理解すべきであろう。 最後の事例などは、非血縁者との紐帯強化を目的とした命名方式の共有とい に共通してみられる現象なのである。こうした現象が偶然と老 平安後期までさかのぼる周防国の現地勢力の系譜 彼らが中央の盛重流を中心とする擬制的な同族関係に包摂さ 同じ周防国の多々良氏も、たとえば当主の名では つまり、 通字として「盛」 また、この傾 平安後期 種 |貞盛| (大内系 字を使

がったと考えられる。 がったとが中央政界において武力の がったと考えられる。 がったと考えられる。 がったと考えられる。

第五節 「系図」と「文書」の間

から確認しておこう。 がら確認しておこう。 まず中世の同氏が所持する地頭職を、以下の二通の古文書で検討しておきたい。とくに中心的に考察するのは、内藤氏と周防国以外の地見える情報と、それ以外の史料(おもに古文書)に見える情報の整合性についるだに、、「内藤家系」(山口)などに本節では、これまでの検討の付けたりとして、「内藤家系」(山口)などに

閲録』巻九九─四五) ・「貞和六年(一三五○)十二月 内藤肥後徳益丸代審覚言上状」(『萩藩閥

内藤肥後徳益丸代審覚謹言上

国近

二巻 右大将家以下御下文手継状案

六通 御教書并一見状

守令_校;|正案文,|封裏、所_被,|注進,|也。...以下御下文并代々手継状等,、依,|路次難儀,、不_及,|持参,間、厚東周防権右所領者、徳益丸重代相侍当知行無;|相違,|者也。雖_可_令_備;|進右大将家

貞和六年十二月日

貞和六年十二月廿五日 判(足利直冬)(裏書)任,,此状,、可,令,,領掌,。若構,,不実,者、可,処,,重科,之状如,件。

譲与 智得所領等事

行分笠野村除之〉を所(周防国本郡小周防地頭職事/陶山佐渡守跡・横山跡・杉加賀守知)を所(の周防国本郡小周防地頭職事/陶山佐渡守跡・横山跡・杉加賀守知

壱所 同国勝間村

壱所 伊予国成吉別府 (産)

守盛貞所,|譲与」也。次盛信所々知行分事、若有;|不調之儀」者、盛貞可」有;|右所領者、智得為;|本領」知行無;|相違」者也。相;|副代々将軍家御判」、美濃

永享六年十月廿三日 智得〈判〉知行,者也。仍為,後日,亀鏡之状如,件。

れていることが分かる。

れていることが分かる。

の世によれば、内藤氏が周防国だけでなく、尾張国・伊予国などにこれらの史料によれば、内藤氏が周防国だけでなく、尾張国・伊予国などにこれらの史料によれば、内藤氏が周防国だけでなく、尾張国・伊予国などに

似性が気に掛かる。 野両郷」・「浅井庄」 過程について、系図では大中臣氏の娘と婚姻したと説明されていたこととの類 圏を保持していた可能性が推定される。おそらく「慈妙尼」 関係は不明だが、中世初期の内藤氏が尾張国西部から近江国東部にかけて勢力 する尾張国長岡荘(中島郡・近衛家領、『鎌倉遺文』七四三六ほか)との先後 郡、現在の津島市牧野町)・浅井(中島郡、現在の稲沢市浅井町)はいずれも 系」では、盛家の代に「母慈妙尼之譲」で入手したと説明される。 に当たって婚姻を結んだ人物なのだろう。 尾張国西部に位置している。これらの領地と、頓宮盛氏(※)が地頭職を保持 人物は、内藤氏がこの地域と関係を持つ際、現地の有力勢力と同盟関係を結ぶ まず尾張国 「浅井郷」 (同国中島郡)の所領は、 などとされるものと同一実態だろう。 ただしこの点は、周防国に定着する 「内藤家系」で (盛家母)という 牧野(海部 「浅井・牧

吉別府 させる制度である (8)。「成吉」という呼称からして、当初は吉称を付した 中世の内藤氏が「重代相侍当知行」していた所領の一つとして、 予内供奉」と呼ばれていたことが注目される。このこととの関係は不明だが、 における先祖の活動から伊予国に所領を確保したという筋になるが、 が高いと推定される。すべての情報を整合的に理解しようとすれば、 不明とされてきたが、伊予稲荷神社 (現在は伊予市本郡に所在)の存在から (元)、 つぎに伊予国と内藤氏の関係だが、まずは系図上で先祖とされる祐覚が が、のちに別名化したものだろう。この別符の所在地について、従来は 一がある。別符とは、公領・荘園内で一部の徴収物を私領主に別納 (伊予市稲荷) の境外末社だった成吉神社 伊予国伊予郡にあった可能性 伊予国に「成 あるいは 平安後期

能性も棄てきれない。 所領の由来を後付けの理由で説明するために「祐覚」という人物を造作した可

頭職を保持していた(元)。 の一つとして続いていく。 を通字として使い続ける流れが継承され、 住人頓宮又次郎入道・子息孫三郎、 南北朝期にかけて、 述)。これに続く情報としては、「山口内藤家系」で、盛親(盛家息)の 史料は、系図上で覚祐という僧侶が備前児島に流されたという記事である 『太平記』巻八(四月三日合戦事付妻鹿孫三郎勇力事)には、 住した盛親の子孫なのだろう。 さいごに、備前国と内藤氏の関わりについて。両者間の関係を示す最初 我等父子兄弟、少年の昔より…」とあるように、支族のなかには 留||備前国福岡||」とあるところが注目される。実際、 福岡荘(備前国上東郡)に、 彼らは、 福岡荘の地頭職を失った南北朝期の段階でも、 田中藤九郎盛兼・同舎弟弥九郎盛泰と云者 平家没官領の同荘地頭職を得て、 その後も備前焼の窯元(備前六姓) 頓宮氏(内藤氏の支流) 鎌倉初期から 備 「盛」字 中学 同地に が地 国の 頃に 期の **前**

の支流の一つと考えるべきだろう (型)。 内藤氏とこの地域の関わりは、もう一つ確認できる。南北朝期の当主である内藤氏とこの地域の関わりは、もう一つ確認できる。南北朝期の当主である内藤氏とこの地域の関わりは、もう一つ確認できる。南北朝期の当主である

住した備前児島 折りの修験道の盛んな地域で(トラ)、系図上で内藤氏の祖にあたる祐覚らが居 としていたと推定される勢力である。美作国の勝間田 としつつ、代々「備前守」を名乗るところから、 修験者の集団を母体としていたことになるが、現存する内藤氏の関連文書のな に到るまで、 しようとすれば、 勝間田氏は、 と深い関わりを持つ点は注目される()。これらの情報を整合的に理解 その種の活動の痕跡が見いだし得ない点は気に掛かる。 備前・美作・伊予・周防などの瀬戸内海沿岸地域で活動していた 勝田郡勝間田 (中国地方の修験道の中心的位置付けにある「五流修験 内藤氏は備前に拠点を置いていた覚祐の世代から、中世以降 (備前国から分かれた美作国 美作・備前両国を活動範囲 (社) は中国地方でも指 73) を名字の地 の本

程度史実を反映しているのかについては、歴史学の研究分野においても真剣に以上の分析からは明確な結論が出なかったが、系図に記載された情報がどの

一定の史実を反映した情報と見なしてよいのではないかと考えている。 えず、とくに院近臣の藤原盛重流との関係や、山伏との関わりになどついては、が入り交じっているのだろう)。個人的には、すべてが後付けの情報とも思されたストーリーなのか、結論の出ない部分が多かった(おそらくは、両要素されたストーリーなのか、結論の出ない部分が多かった(おそらくは、両要素に地名)が、史実として伝承された情報を一定程度は反映しているのか、ある取り組むべき課題である。今回検討した事例の場合、系図に見える情報(とく取り組むべき課題である。今回検討した事例の場合、系図に見える情報(とく

おわりに

勢力圏とする大内氏の傘下に入ることを余儀なくされたと考えられる。吸収する形で周防国東部地域で台頭しつつも、中世中期までには周防国西部を内における新興勢力だった内藤氏は、旧来の大中臣氏・周防氏などの勢力圏をは周防国内にとどまらない独自の活動を続けていた。古代後期の段階、周防国として長らえてきた内藤氏だが(宮)、本稿で見てきたように、中世前期まで中世後期以降、大内氏の傘下に入り(豆)、大内氏の滅亡後は毛利氏の家臣

現在の我々から見れば、本稿で検討対象とした内藤氏と、一時は西国最大の現在の我々から見れば、本稿で検討対象とした内藤氏と、一時は西国最大の現在の我々から見れば、本稿で検討対象とした内藤氏と、一時は西国最大の現在の我々から見れば、本稿で検討対象とした内藤氏と、一時は西国最大の現在の我々から見れば、本稿で検討対象とした内藤氏と、一時は西国最大の現在の我々から見れば、本稿で検討対象とした内藤氏と、一時は西国最大の現在の我々から見れば、本稿で検討対象とした内藤氏と、一時は西国最大の

の家運の傾きが顕著になったのではなかろうか。 勝間田氏(備前国)から養子が入った。このアクシデントを契機として、同家盛秀は夭折してしまう。彼の死により内藤家は「本家断絶」(山口)となり、以藤氏の地歩を高めた立役者は盛定―盛家親子であるが、盛家の五代後のり、内藤氏の地歩を高めた立役者は盛定―盛家親子であるが、盛家の五代後の瀬戸内海周辺に限らず、京都・近江国・尾張国などにおける活発な活動によ

がさまざまに見えるのに対し、盛信以降の代になると防長二カ国を中心として、これ以前の代には、尾張国をはじめとする各地の荘園の地頭職に関する記載

られよう。まことに、偶然とは恐ろしいものである。こそ、周防内藤氏が大内氏の傘下に入らざるを得なくなった大きな理由と考えとのネットワークが切れてしまった可能性を示している(宮)。こうした変化田氏から入った養子が、周防国の権益のみを継承したに過ぎず、遠隔地の一族ほぼ大内氏の領国内における活動しか見られなくなる。こうした状況は、勝間

注

- 考」(『七隈史学』二〇、二〇一八年)などが主要な成果である。(『山口県史研究』六、一九九八年)・田村杏士郎「大内氏家臣内藤智得「中世後期防長両国における内藤氏と大名権力―内藤隆春を中心として―」1)内藤氏が大内氏に臣従した時期以降をおもな検討範囲とする、阿武桂子
- 向をめぐって―」(『徳山大学総合経済研究所紀要』二〇、一九九八年)。世文書における「妨ぐ」の意味について―源平合戦における周防内藤氏の動氏について―」(『山口県地方史研究』七八、一九九七年)・同「古代・中2)石本成暉「平安末期における周南地方の在地勢力の動向―源平合戦と内藤
- 3)森幸夫「在京人に関する一考察」(『六波羅探題の研究』続群書類従完成3)森幸夫「在京人に関する一考察」(『六波羅探題の研究』続群書類従完成3)森幸夫「在京人に関する一考察」(『六波羅探題の研究』続群書類従完成
- 年)・豊田武『苗字の歴史』(中央公論社、一九七一年)。4)太田亮『姓氏家系大辞典』(姓氏家系大辞典刊行会、一九三四~三六
- 方)たとえば福尾猛市郎『大内義隆』(吉川弘文館、一九五九年)が、「源平ちる武士だった」とする。
 一九七○年)の「内藤氏」項も、もともとは「東国に本拠をもち京都に出仕を住を命じたため」という想定を示す。また『世界大百科事典』(平凡社、下のは、蒙古軍にそなえて鎌倉幕府が西国に所領をもつ東国御家人に西国たのは、蒙古軍にそなえて鎌倉幕府が西国に所領をもつ東国御家人に西国たのは、蒙古軍にそなえて鎌倉幕府が西国に所領をもつ東国御家人に西国たのは、蒙古軍にそなえて鎌倉幕府が西国に所領をもつ東国御家人に西国では、一九七○年)の「内藤氏」項も、もともとは「東国に本拠をもち京都に出仕した。
- より見たる源平周防の国の合戦―壇の浦で滅亡直前の戦い―」(『谷林博遺連して、源平合戦期の周防国東南部の動向については、谷林博「軍記・伝承6)たとえば石本 注2前掲論文は、源氏側に立っての活動とする。これと関

稿集』谷林チサト、一九八六年、初出一九六九年)も参昭

- 一九九二年)を参照。 一九九二年)を参照。 一九九二年、初出御家人制」(『中世成立期の軍制と内乱』吉川弘文館、一九九五年、初出7)この史料については、福田豊彦「「六条八幡宮造営注文」と鎌倉幕府の
- 森 注3前揭論文。
- 事績との混同があるのかも知れない。 『外記補任』平治元年条)を勤めたほか、外官の履歴は確認できず、師茂息9)ただし中原師茂は平治元年(一一五九)に周防介(「保元四年 大間書」・
- 5. 鎌倉前期における内藤氏の活動実態については、秋山 注3前掲論文を参

 $\underbrace{10}$

- 期の同族の名前は確認できない。 (一○四四)に伊賀掾となった大中臣光頼(『太間成文抄』第一)や陰陽師(『本朝世紀』承徳三年(一○九九)正月二十二日条)と見える大中臣光俊に『本朝世紀』承徳三年(一○九九)正月二十二日条)と見える大中臣光橑に『本朝世紀代の史料に、寛徳元年12)なお「光忠」という名前については、十一世紀代の史料に、寛徳元年
- 方の領主たち」(『下松市史 通史編』下松市、一九八九年)など。 究』山口県地方史学会大内氏史刊行会、一九五九年)・河村乾二郎「下松地13)たとえば、御園生翁甫「同(熊毛)郡宇佐木保上七遠隆」(『大内氏史研
- どを参照。なお岩熊八幡宮(玖珂郡、現在の岩国市周東町)の「永正十年における任用国司を中心に―」(『古代文化』六五―四、二〇一四年)な形態と類似する。渡辺滋「日本古代の国司制度に関する再検討―平安中後期おける地方有力者の一族が国衙・郡衙・有力神社などの要職を分担していた4)ここで大中臣氏が国衙在庁や有力神祇の神主を占めるあり方は、平安期に

- ていたと推定される。とすれば、中世には都濃郡南部から熊毛郡北部・玖珂郡西部にかけて居住し(一五一三)十一月二十一日 棟札」に見える「施主大中臣女昌泉」も一族
- 15)石清水八幡宮領の全貌については、小川弘和 と平氏―石清水領・賀茂社領を中心に―」(『中世的九州の形成』高志書 地方史研究』一六六・一六七、一九八九年)を参照 性については、下向井龍彦「石清水八幡宮寺領安芸国呉保の成立」 院、二〇一六年、 五八、一九六一年)・三坂圭治「公領と荘園」 |国衙領地頭の一形態―周防国都濃郡得善・末武保―」(『日本歴史』 宇佐八幡宮との間の瀬戸内海航路上の連絡路を意識した設定された可能 Щ 日県、 一九六三年)などを参照。 初出二〇一二年)を、また末武荘については大山喬平 なお瀬戸内海沿岸の石清水八幡宮領 「瀬戸内海沿岸部の (『山口県文化史 (『芸備 莊園制 通史
- るが、いずれにせよ両荘が隣接地に展開していたことは間違いない。 史 九』吉川弘文館、一九九九年)は富田保の荘域との重複から疑義を唱える。この想定に対し、木村忠夫「周防国」(網野善彦ほか編『講座日本荘園年)以降、周南市富岡にのこる地字「徳善」を遺存地名とするのが通説であるが、いずれにせよ両荘が展地名。

- 『地名用語語源辞典』東京堂出版、一九八三年ほか)。
 『地名用語語源辞典』東京堂出版、一九八三年ほか)。
 「フキ・フク=吹」から、製錬編『向田遺跡』同センター、二○○○年)。「フキ・フク=吹」から、製錬編『向田遺跡』同センター、二○○○年)。「フキ・フク=吹」から、製錬組造跡における銅精錬と関連付ける見解もある(山口県埋蔵文化財センター
- 七三、一九九五年)。
- 坪井良平「周防・長門」(『日本の梵鐘』角川書店、一九七〇年)。
- 毛郡にかけては古代の段階から金属精錬が盛んな地域だった。

 「大田遺跡からは、精錬炉・羽口・銅滓・酸化銅などが出土している。山口県教育財団ほか編『向田遺跡』(同センター、二○○○年)によれば、長登県教育財団ほか編『向田遺跡』(同センター、二○○○年)によれば、長登県教育財団ほか編『向田遺跡』(同センター、二○○○年)によれば、長登県教育財団ほか編『向田遺跡』(同センター、二○○○年)によれば、長登県教育財団ほか編『向田遺跡』(同センター、二○○○年)によれば、長登県教育財団ほか編『向田遺跡』(同センター、二○○○年)によれば、長登県教育財団ほか編『向田遺跡の会属精錬が盛んな地域だった。
- 23) 井上鋭夫「中世鉱業と太子信仰」(『山の民・川の民』平凡社、 年)・石井進「解説:井上鋭夫『山の民・川の民』」(『石井進著作集 資源の関係を重視する見解は興味深 造社、一九九一年)・同 クロアー』(星雲社、一九八五年)・同 和書房、一九八一年)・同 の指摘。このほか、若尾五雄『鬼伝説の研究―金工史の視点から―』(大 鉄」(『古代の鉄と神々』筑摩書房、二〇一八年、 一〇』岩波書店、二〇〇五年、 以上のような想像をする場合、阿武 | 九九四年)などでも、修験者と鉱山経営の関係が詳細に述べられている。 『黄金と百足―鉱山民俗学への道―』 (人文書院、 『金属・鬼・人柱その他―物質と技術のフォー 初出 一九八一年)・真弓常忠「修験道と 注1前掲論文における内藤氏と鉱物 『物質民俗学の視点 初出 一九八五年)など \equiv 一九八一 (現代創
- 覧』所収)・「内藤系図」(『続群書類従』巻一四九)などで対校したもの「山口内藤家系」所収)を底本に、「寄組内藤家」(『近世防長諸家系図総の)行論の都合上、後者の系図について「内藤家藤原姓」(山口県文書館所蔵

26)後者の具体例「内藤氏系図」(『系図綜覧』所収) が、 史料に散見される実在の人物)。親家のあとは、 十月十二日条・天永三年(一一一二)二月九日条に滝口などとして見える 盛家」と接続する。藤原盛俊という人物は『中右記』嘉承二年(一一〇七) は、 うち防長・続群は、特に前半部分が略系図に近く、直系の人物以外について だした後人が、 ¬図以配分之」と記されるとおり、 系図である。 なお系譜の所在については、和田秀作氏(山口県文書館)のご教示を得た。 対象とする範囲では、一部の人名表記を除き、世系に違いは見られなかった。 は、ほとんど記載がない (このうち後者については、石井英雄「内藤系図 を掲げておく(以下、それぞれ防長・続群・山口などと略称する)。 盛親―盛継―親家」は見えない(ただし盛継―親家は『吾妻鏡』ほかの諸 『群書解題 一』続群書類従完成会、一九六二年)も参照)。一方、山口 盛家(一一三九~一二二七)の父としては世代的にややずれる。これ以 傍系も含めて、それなりに詳しい情報が記されている。ただし本稿の 左大臣魚名五男藤成流の系図に「行俊〈内藤検校〉」という記載を見い 属,,徳川源府君,」した 「盛家―盛親」は道長流の内藤系図と重なる情報だが、その後の「盛家 内藤義概 仮冒・接続したものと推定される。 (磐城平藩主)の序には 「義清」と接続する。全体としては、 藤原秀郷を祖とし、七代を経て「盛俊― 数代欠のうえで、 「以;,秀郷;為」所」出」祖、 は、三河国の内藤氏の 「文明年 『尊卑分 三種の 作

27)奈良~平安前期に仮冒系譜を作成する場合、系譜類の管理に政府が関わっ 場合が少なくないという入間田宣夫「系譜の裏面にさぐる中世武士団の成立 期以降の場合、 院大学論集 歴史学·地理学』一四、 の側の合意も必要だった(熊谷公男 ていたこともあって、 西国の事例に関する伊藤幸司「中世西国諸氏の系譜認識」 系図―坂東平氏系図を中心に―」(『伝承文学研究』 例が確認されるが、東国の事例に関する青山幹哉「〈顕す系図〉としての氏 年)の指摘も参照。なお実際の武家系図の成り立ちについては各種の仮冒事 系譜の考察」 (峰岸純夫ほか編 『古代氏族の系譜』吉川弘文館、一九八七年)。一方、平安後 その種の手順は踏まれなくなるが、 接続する氏族の側の都合だけでなく、 『中世武家系図の史料論 上』 高志書院、二〇〇七 「令制下のカバネと氏族系譜」 一九八四年・溝口睦子「大伴氏の現存 一定の史実を前提とする 五四、 (九州史学研究会 1100四 接続される氏族 『東北学

『境界のアイデンティティ』 岩田書院、二〇〇八年)などを参照。

編

- 28)たとえば青山幹哉「中世系図学構築の試み」(『名古屋大学文学部研究論 集 史学』三九、一九九三年)は、氏文読みのようなレベルで用いられる系 あったことについては、 て、 戦闘」(『武士の成立 とを指摘する。 摂関に設定する必要はなく、そうした傾向が生じるのは後の時期であるこ 譜の場合、始祖の設定はたしかに最重要課題だが、必ずしも始祖を天皇や 大和政権―日本古代の伝承と権力―』山川出版社、 一九九九年)を参照。 後になって天皇などの貴種と結びつけようとする変動が生じる場合が 氏文読み(口承系図)については、高橋昌明「日本中世の 古代においても、 武士像の創出 松木俊暁 「擬制同族の構造」 東京大学出版会、一九九九年、 いったん完成された氏族系譜につい 二〇〇六年) (『言説空間としての の指摘を参
- 六一、二○○九年)を参照。いては、宮崎康充「右大臣兼実の家礼・家司・職事」(『書陵部紀要』どを歴任した人物などが確認されるが、活躍時期は異なる。なお後者につとなった人物や、十二世紀後半に九条家の家司を勤め、摂津守・上野介な29)ちなみに史実上の同名人物としては、延久五年(一○七三)に但馬権介
- ほど目立たない。 (治承三年の政変)のほか、鎌倉期の頼仁親王(承久の乱)くらいで、それ3)備前国に配流された事例は、院政期の藤原成親(鹿ヶ谷事件)・松殿基房
- 修験―その歴史と伝承―』(岩田書院、二〇二一年)などを参照。 究』河出書房、一九四三年、所出一九三九年)・宮家準『備前の児島・五流3)児島山伏については、和歌森太郎「小島法師について」(『修験道史研
- 房、二〇一九年、初出二〇一二年)。 32)岡野浩二「備前国児島の五流修験」(『中世地方寺院の交流と表象』塙書
- 編『四国遍路と世界の巡礼』法蔵館、二○○七年)・長谷川賢二「四国遍路一七、二○○四年)・同「古代の四国遍路」(四国遍路と世界の巡礼研究会国遍路―辺路修行をめぐって―」(『愛媛大学法文学部論集 人文学科編』社)に祀られる。この周辺の霊地の草創については、寺内浩「平安時代の四社)に祀られる。この周辺の霊地の草創については、寺内浩「平安時代の四社)おそらく、石鎚山を指しているのだろう。同山のことは『日本霊異記』に)おそらく、石鎚山を指しているのだろう。同山のことは『日本霊異記』に

- を参照。 の形成と修験道・山伏」(『四国遍路と世界の巡礼』三、二〇一八年)など
- (『日本歴史』七六〇、二〇一一年)を参照。 人物については、中司健一「山口大神宮勧請・造営に見る大内氏の財政」3)たとえば、十六世紀の大内氏の関係者にも、同名の僧が確認される。この
- 検討」(『古代文化』四五―五、一九九三年)などを参照。の研究』法蔵館、二〇〇五年、一九八五年)・垣内和孝「内供奉十禅師の再一九八二年)・本郷真紹「内供奉十禅師の成立と天台宗」(『律令国家仏教一加八二年)・本郷真紹「内供奉十禅師の成立と天台宗」(『律令国家仏教神師職と円珍」(『智証大師円珍の研究』吉川弘文館、一九九〇年、初出35)十禅師と内供奉が同一実態であることについては、小山田和夫「内供奉十
- の研究』山一書房、一九四三年)を参照。 の研究』山一書房、一九四三年)を参照。 でありまり であります (『吉野時代名))での履歴については、平田俊春「叡山の勤王と道場坊祐覚」(『吉野時代
- 武士化したもの」と推定する。 (『熊野修験』吉川弘文館、一九九二年)の指摘を参照。なお財前司一「周の山岳信仰」(宮家準編『大山・石鎚と西国修験道』名著出版、「熊野修験」吉川弘文館、一九九二年)の指摘を参照。なお財前司一「周の世代の武装集団化については、たとえば宮家準「熊野三山の成立と展開」の代の武装集団化については、たとえば宮家準「熊野三山の成立と展開」の、
- どといった指摘を参照。 | おります。 | である。当山は伝承では当初はかるさが岳と呼ばれていたが、大和の金峰山から蔵王権現を勧請して、金峰山と改称した」な展開』春秋社、二○一二年)の「周防を代表する霊山は都濃郡鹿野町(周南展開』春秋社、宮家準「安芸・周防・長門の霊山と修験」(『修験道の地域的器)たとえば、宮家準「安芸・周防・長門の霊山と修験」(『修験道の地域的

などを参照

- 遺」(近代文芸社、一九九三年)の紹介する諸事例も参照。おける弓箭の位置─」(『中世的武具の成立と武士』吉川弘文館、二○○○おける弓箭の位置─」(『中世的武具の成立と武士』吉川弘文館、二○○○おける弓箭の位置─」(『中世的武具の成立と武士』吉川弘文館、二○○○おける弓箭の位置─」(『中世的武具の成立と武士』吉川弘文館、二○○○おける弓箭の位置─」(『中世的武具の成立と武士』吉川弘文館、二○○○おける弓箭の位置─」(『中世的武具の成立と武士』吉川弘文館、二○○○おける弓箭の位置──」(『中世の武士論の一前提─律令制下に3)令制下の内舎人については、近藤好和「中世武士論の一前提─律令制下に3)
- 40) 盛家の生没年は、『吾妻鏡』安貞元年(一二二七)八月一日条の「内藤

- (一二三一)となる。 (一二三一)となる。 (一二三一)となる。 (一二三一)となる。 (一二三一)となる。 (一二三一)となる。 (一二三九)。 安貞元年(一二二七)となる。 ただし、「寛喜三年八月 左衛門尉盛家法師、帰二黄泉」 (年八十九)」という記載によれば、保延五
- 42)この記事は、覚一本・延慶本・長門本などの『平家物語』諸本には見られ る。 一○○○年)は否定的な見解を示すが、具体的な根拠は示されていない。 松尾葦江編『文化現象としての源平盛衰記』(笠間書院、二〇一五年)・同 味文彦編『『明月記』 妻鏡』によれば「内藤馬允」・「内藤右馬允」などと呼称される人物のほと 允として見える内藤知親 んどが、内藤系図に名前が見える彼の子孫(たとえば盛家―盛時など)であ 二〇〇三年)は盛時の子である可能性を想定する。これについて、五味文彦 「源平盛衰記の伝本を見直す」(『国語と国文学』九八―六、二〇二一年) 史料不足もあって盛定自身が馬允を歴任したことは確認できないが、 |縁に見る朝幕関係|| 承元三年(一二〇九)~建保元年(一二一三)十二月二十日条などで馬 『源平盛衰記』の史料性をめぐっては不明な点も多いが、とりあえず 『吾妻鏡』の写本研究と古典学の方法』科研報告書、 『明月記』と『吾妻鏡』の間―」(『明月記研究』五 (世系不明) の場合も、 高橋典幸 「盛時子男」(五 吾
- 3) 彦由三枝子「治承・寿永争乱期に於ける八条院蔵人足利義兼の役割」する。
- 45)乱に参加した勢力について、川合康「治承・寿永の内乱と頼朝の挙兵」(彼が「平清盛と八条院の双方の信頼を得た武官だった」ことを指摘する。44)八条院の以仁王の乱への消極的姿勢を強調する永井 注43前掲論文でも、
- 『源平の内乱と公武政権』吉川弘文館、二○○九年)は、「宇治川合戦に

勢|と指摘する。 おける頼政軍は、日常的に頼政の周辺に仕え、緊急に召集しうる範囲の軍

- (『東京大学史料編纂所報』二○、一九八五年)・皆川完一「尊卑分脈」成立前後―」(『系図が語る世界史』青木書店、家と系図―『尊卑分脈』成立前後―」(『系図が語る世界史』青木書店、家と系図―『尊卑分脈』成立前後―」(『系図が語る世界史』青木書店、家と系図―『尊卑分脈』の史料性については、益田宗「尊卑分脈の成立と編成」
- 47)盛重の履歴については、 二〇〇四年、 一九五二年) · 正木喜三郎 権力に奉仕する過程で蓄積した莫大な財産については、飯沼賢司「『職』と 版、一九九一年、初出一九七七年ほか)などを、 安京の宅地売買とその価格」(『洛北史学』一、一九九九年)、高橋 イエの成立」『歴史学研究』 ついては飯沼賢司「中世社会における性と愛と出産 (『長野県史 通史編 原始・古代』長野県、 「中世荘園の荘務請負と在京沙汰人」(『中世荘園制と鎌倉幕府』塙書房、 「性」の位置づけ―」(『歴史評論』六〇〇、二〇〇〇年)を参照。 初出二〇〇三年)などが検討する 吉村茂樹「院北面考」(『法制史研究』二、 「怡土荘預所考」(『大宰府領の研究』文献出 五三四、一九八四年・同 一九八九年)、櫛木謙周 彼と白河院との深い関係に 一生む 「国司制度の変質」 「性」と生まざる 一樹 平
- 参照。――」(『小松茂美著作集 二〇』旺文社、一九九八年、初出一九八九年)を―」(『小松茂美著作集 二〇』旺文社、一九九八年、初出一九八九年)をは、小松茂美「右兵衛尉平朝臣重康はいた―「後白河院北面歴名」の出現8)信盛の名が「後白河院北面歴名」の従五位下のなかに見えることについて
- に藤原信盛が有力な立ち位置を確保していたこと自体は間違いあるまい。(『石井進「源平争乱期の八条院周辺―「八条院庁文書」を手がかりに―」(『石井進著作集 七』岩波書店、二〇〇五年、初出一九八八年)は、以上が八条院と同居していた可能性を想定する。一方、五味文彦「八条院をめぐるお権門」(小川信先生の古希記念論集を刊行する会編『日本中世政治社会の諸権門」(小川信先生の古希記念論集を刊行する会編『日本中世政治社会の諸権門」(小川信先生の古希記念論集を刊行する会編『日本中世政治社会の諸権門」(小川信先生の古希記念論集を刊行する会編『日本中世政治社会のお八条院と同居していたこと自体は間違いあるまい。

- 制』吉川弘文館、二〇一七年、初出二〇一二年)などを参照。年)・前田英之「平家領の領有構造と治承三年政変」(『平氏政権と荘園平氏政権」『平氏政権の研究』(思文閣出版、一九九四年、初出一九九二5)一連の事件と兼盛らとの関係については、田中文英「高倉親政・院政と
- 七五、二○一三年)を参照。 七五、二○一三年)を参照。 大立、遠藤珠紀「平清盛家司藤原能盛の出自について」(『古文書研究』 だ、二○○五年、初出一九九六年)などを参照。なお平家家人の能盛につい では、遠藤珠紀「平清盛家司藤原能盛の出自について」(『古文書研究』 笠間書 では、遠藤珠紀「平清盛家司藤原能盛の出自について」(『古文書研究』 笠間書 では、遠藤珠紀「平清盛家司藤原能盛の出自について」(『古文書研究』 笠間書 では、遠藤珠紀「平清盛家司藤原能盛の出自について」(『古文書研究』 笠間書
- と推測される。 者攷」(『国学院雑誌』 た場所に掲載される人物間で注記が誤写される可能性は低いのではなかろう としており、 されたものとする。ただし『尊卑分脈』 卑分脈』の 川書店、一九七七年)に詳しい。なお黒川論文は、 ついて」 の子)などが代表的存在である。前者については、 文事に堪能な人物も輩出されてくる。歌人として著名な能蓮や、 院政期末の盛重流からは、 なお寂身については中田武司 建久八年 (金子金次郎博士古希記念論集編纂委員会編『連歌と中世文芸』角 「兼盛」項で「出家能蓮」とある記載は、本来は能盛の箇所に付 その場合、氏の想定は成り立たなくなる。兄弟とはいえ、離れ (一一九七) 七二一七、 頃に生まれ、 長らく政界の中枢に居続けていたこともあり、 「伊勢物語建仁」 一九七一年) の多くの写本は該当箇所を 文永元年 を参照。 (一二六四) 二年奥書本 詳細な検討の末に、 黒川昌享「能蓮と寂身に 中田の分析によれ 頃に死去した (寂身本) の筆 寂身(能蓮 『尊
- 度と年給制度」『律令俸禄制度史の研究』吉川弘文館、一九七七 壊課程に関する研究』東京大学出版会、一九五七年・時野谷滋 元三年正月廿八日周防守 一九六二年)によれば、周防国が院分国であることは、 (一八五) 院分国に関する先行研究 事例が所見である。その後も、 (防府天満宮所蔵) 藤原季能項)などの記載から確認できる。寺内浩 〈元遠江守、 (吉村茂樹 に見える「院分御時」という語句 「承安二年(一一七二)二月二十九日金 院分〉」 「領国知行制の進展」| (『公卿補任 白河院の寛治三年 一院政期にお 国 寿永二年 司制度 や、「安 制

一九九八年)も参照。 ける家司受領と院司受領」(『受領制の研究』塙書房、二〇〇四年、初出

- 時代的な問題もあって、禁止の対象とはならなかったのであろう。『延喜式研究』二九、二〇一三年)、すでに上京して三代を経ていることや、ないことになっていたが(渡辺滋「日本古代の任官における親族廻避の制」54) 令制本来のあり方では、本籍廻避の制によって出身地の国司には就任でき
- (投稿中)を参照。 滋「古代の多々良氏から中世の大内氏へ―国衙在庁の中央出仕とその後―」 たとえば多々良氏(周防国の国衙在庁)と盛重流との関係については、渡辺55)なお、盛重流による周防国武士団の組織化は、内藤氏のみに限らなかった。
- 8) 正木 注47前揭論文。
- 体例として盛重―盛通の流れを挙げる。での日常的な活動を期待される武士も育成されていたことを指摘し、その具など大規模な武力集団としての役割を期待される勢力だけでなく、院の直近など大規模な武力集団としての役割を期待される勢力だけでなく、院の直近史評論』七三六、二〇一一年)は、院の権力機構では、清和源氏・桓武平氏行)たとえば伊藤瑠美「院政期の王家と武士―院と武士の関係から―」(『歴
- 58) 先祖を仮冒する際、 年 る。 事例が多いことは、太田亮『家系系図の合理的研究法』(立命館大学出版 二八、二〇二二年)で分析したように、 として「児玉系図」も紹介する。このほか、 料としての系図」(『中世武士団』 代中世史論集』 を同族観念に転化する事例(溝口睦子『日本古代氏族系譜の成立』学校法人 自家を血縁関係で繋げている。こうした現象は、 家司などを務めた玉祖氏の場合も、 中央政界―玉祖氏を素材として―」(『山口県立大学 国際文化学部紀要 る)が典型例である。また石井進 (『石井進著作集 五』岩波書店、 具体的な事例としては、 一九三〇年)・同 分析する菊池氏系図 遺稿集刊行会、 かつての主家とのつながりを系図上で血縁関係化する 『系図と系譜』 (藤原北家の道隆を初代とする仮冒が行われてい 志方正和「菊池氏の起源について」 一九六七年、 分家にあたる大中臣氏の系図が摂関家と 二〇〇五年、初出一九八六年)は、類例 「武士の置文と系図-山川出版社、二〇〇五年、 同じ周防国出身で上京して摂関家の (岩波書店、 初出一九五八年) 渡辺滋「古代後期の周防国と 古代前期における統属関係 一九三四年) ―小代氏の場合―」 ・石井進 初出一九七四 (『九州古 が指摘す 一史

- 一九九五年)などとも関連しよう。のあり方(飯沼賢司「系譜史料論」『岩波講座 日本通史 別巻三』岩波書店、学習院、一九八二年)や、中世における職の継承関係を順次並べている系図
- たものではなかろう。 たものではなかろう。 たものではなかろう。 たものではなかろう。 に「盛」字を付す方針だったようである。つまりいの国盛や養子の盛重)に「盛」字を付す方針だったようである。つまりいの国盛や養子の盛重)に「盛」字を付す方針だったようである。では、どうなった際に流入した訳でないことは、盛重の義父国仲の子のなかに複数のなった際に流入した訳でないことは、盛重の義父国仲の子のなかに複数のなった際に流入した訳でないことは、盛重が上京して藤原氏の養子と)周防国の実家側で用いていた「盛」字が、盛重が上京して藤原氏の養子と
- との関連を明確化し、一定の社会的地位を確保する方式と分析する。――祖先祭祀と家族類型についての一試論―」(『政経論叢』五○―五・六、――祖先祭祀と家族類型についての一試論―」(『政経論叢』五○―五・六、『祖先祭祀と家族類型についての一試論―」(『政経論叢』五○―五・六、『本代書院、二○○七年)。関連して、上野和男「日本の祖名継承法と家族究の視点と方法の探求―」(峰岸純夫ほか編『中世武家系図の史料論 上』第の視点と方法の探求―」(峰岸純夫ほか編『中世武家系図の史料論 上』第の視点と方法の探求――」(「新述系図」二本に関する基礎的考察―系図研)で、「新述の関連を明確化し、一定の社会的地位を確保する方式と分析する。
- いう。 ける烏帽子親子関係」(山本隆志編『日本中世政治文化論の射程』思文閣 年)・田端泰子「古代・中世の養子と「家」」 政治性について―鎌倉幕府御家人の場合―」(『中央史学』二、一九七九 家の族的結合について」(『武家時代社会の研究』刀江書院、 生じる現象については、 年)を参照。 免許」(『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、二〇一九年、 倉武家社会における元服儀礼の確立と変質」(『駒沢女子大学研究紀要 (『史学叢説』 (新版)、初出一九二八年) ・紺戸淳 具体的なあり方については、二木謙一「偏諱授与および毛氈鞍覆・白傘袋 四 こうしたあり方について本格的に分析する際は、民俗学における擬制 二〇一七年)によれば、 二〇一二年)などを参照。具体的に、 一九九四年、 中世前期における烏帽子親―子の関係や、そこから一字拝領が 富山房、 初出一九八八年)・山野龍太郎「鎌倉期武士社会にお 星野恒「足利尊氏ニ偏諱ヲ賜ハルニ付テノ答問」 一九〇九年、 偏諱の授与は平安後期には一般化していたと 初出一八九五年)・牧野信之助「武 「武家社会における加冠と一字付与の 山野 前掲論文や今野慶信 (『日本中世女性史論』塙 初出一九七九 一九四三年

京大学出版会、二〇〇四年)を参照。年)・同「イエの成立と親族」(歴史学研究会ほか編『日本史講座 三』東三先生喜寿記念論文集刊行会編『荘園制と中世社会』東京堂出版、一九八四ずは飯沼賢司「人名小考―中世の身分・イエ・社会をめぐって」(竹内理的親子関係や名付けの問題も含めて検討を進める必要もあろうが、とりあえ

- 年)・同 版会、一九七六年、初出一九五七年)。 的原理の存在」(『日本中世の一揆と戦争』校倉書房、二〇〇一年)も参照 この種の武士団の結合原理については、 つの権力体を形成しており、それを単位とする活動形態をとっていた(高橋 湯浅党の場合、一門・他門など直接の血縁関係のない範囲を含めた独立の 長沼賢海 「湯浅党の構成」 「松浦党及び門司氏等諸氏研究」(『日本海事史研究』九州大学出 保田氏のもとに結集することで、武士団というかたちをとった一 「松浦海賊の連盟と規約」(『日本の海賊』至文堂、 『中世武士団と地域社会』 小林 一岳「武士団結合における一揆 清文堂出版、二〇〇〇年)。 一九五五
- (和田秀作「周防右田氏の相伝文書については、渡辺 注5前掲論は、「貞長〈本盛〉―盛房―弘盛―満盛」(たとえば「大内系図」(『続田秀作「周防右田氏の相伝文書について」『山口県文書館研究紀要』には同世代の人物として「盛長(盛房弟)―盛綱―盛俊」がいるように氏には同世代の人物として「盛長(盛房弟)―盛綱―盛俊」がいるように氏には同世代の人物として「盛長(盛房弟)―盛綱―盛俊」がいるように氏には同世代の人物として「盛長(盛房弟)―盛綱―盛俊」がいるように氏には同世代の人物として「盛長(盛房弟)―盛綱―盛俊」がいるように大内系図」によると、大内氏の先祖が「盛」を通字とする時期は、各種の「大内系図」によると、大内氏の先祖が「盛」を通字とする時期は、各種の「大内系図」によると、大内氏の先祖が「盛」を通字とする時期は、
- (5) 烏帽子親―子の関係が主従関係に転化しやすいことについては、和歌森 安朝の父と子』中央公論新社、二〇一〇年)を参照。 安朝の父と子』中央公論新社、二〇一〇年)を参照。 一九八七年)などの指摘を参照。一字拝領の有無はともかく、主人が烏帽子 一九八七年)などの指摘を参照。一字拝領の有無はともかく、主人が烏帽子 社会で確立していたことについては、服藤早苗「子どもの成長と父」(『平 社会で確立していたことについては、服藤早苗「子どもの成長と父」(『平 社会で確立していたことについては、服藤早苗「子どもの成長と父」(『平 社会で確立していたことについては、服藤早苗「子どもの成長と父」(『平 社会で確立していたことについては、服藤早苗「子どもの成長と父」(『平 社会で確立していたことについては、服藤早苗「子どもの成長と父」(『平 社会で確立していたことについては、服藤早苗「子どもの成長と父」(『平 社会で確立していたことについては、服藤早苗「子どもの成長と父」(『平
- 66)多々良氏と鹿ヶ谷事件との関連については、渡辺 注5前掲論文を参照

- 会、一九七八年)の分析を参照。 彰夫「荘郷地頭職の沿革」(『鎌倉幕府地頭職成立史の研究』東京大学出版(後者)を派遣することで一元的に管理しようとする指向性も存在した。義江67)一般に、遠隔地所領の経営について、中世初期の段階では地頭代(同族や
- いては、再検討の余地がある。 備地方文化研究』三一、二〇二一年)を参照。 **苅米一志** について―六波羅探題使節を中心に―」『法政史学』六九、二〇〇八年) 来する名字と推定される(森 注3前掲論文・本間志奈「鎌倉幕府派遣使節 「内藤家系」 (後述) 頓宮氏は、内藤氏の一流が頓宮(近江国甲賀郡)に所領を得たことに由 狭義にはこの流れを指すものと思われるが、 の関係について、 「備前頓宮氏についての基礎的考察―系譜・所領・経営―」(『吉 (山口) で、 詳細は不明である。 盛政(盛親弟)に「顕宮入道」と注記されるの ただし草創期の系譜分析につ 備前国の頓宮氏については、 近江の頓宮氏と備前の同氏
- 坂本賞三『荘園制成立と王朝国家』(塙書房、一九八五年)
- ?)伊予市誌編さん会編『伊予市誌』(伊予市、二〇〇五年)
- 一九七五年)。 一九七五年)。 (『武家時代の政治と文化』創元471)水野恭一郎「備前国福岡荘について」(『武家時代の政治と文化』創元47
- ているのかもしれない。

 一次の一流が早くに周防国の一流と距離を広げていた可能性を示唆しるのは、この一流が早くに周防国の一流と距離を広げていた可能性を示唆し子孫を称する内藤系図が、「盛家―盛親」の子孫という位置づけになっているのかもしれない。 『系図綜覧』などに見える藤原秀郷の72)盛家息の「盛親」項に「子孫留;,備前国福岡;、入京為;,評定衆;」(山
- 観の形成』思文閣出版、二〇一七年)を参照。郡領域編成の一考察―備前・美作の事例―」(吉川真司ほか編『日本的時空73)両国の分割や古代の勝田郡の郡域については、今津勝紀「古代における国
- 74)「カツマ」といえば、 堅間の語義とそれによる海中沈下の 編 諸説が錯綜する。 義」『日本神話の研究 『風土記逸文注釈』翰林書房、二〇〇一年)・菊川恵三「阿波国 六二 塙書房、 広岡義隆「美作国 一九六四年)、 三』培風館、 目の詰まった竹編みカゴの意だが 一九五五年・小林行雄 「神天降り」的・「神あれまし」 五六 勝間田池」 地名の場合、とくに語源については (上代文献を読む会 (松村武雄 「無目籠」 的意

- 前者は勝間田氏との関係から後次的に発生したものという可能性もある。の勢力圏内の勝間村(熊毛郡)だけでなく、勝間郷(佐波郡)にもあるが、「かつま」・「かつまた」項を参照。なお周防国における同地名は、内藤氏年)・谷川健一編『民俗地名語彙事典 上』(三一書房、一九九四)などの年)・楠原祐介ほか『古代地名語源辞典』(東京堂出版、一九八一一九六八年)・楠原祐介ほか『古代地名語源辞典』(校倉書房、勝間井の冷水」(同書)のほか、山中襄太『地名語源辞典』(校倉書房、
- の歴史と伝承―』岩田書院、二〇二一年、初出二〇一一年)も参照。含む僧侶が多い。宮家準「中世の児島修験」(『備前の児島・五流修験―その関係であろうか、児島修験には覚王院・覚城院などの院家や、「覚」字を2)園城寺で灌頂を受け、児島五流を中興した覚仁(一一九八~一二六六)と
- ことによるのだろう。 を務めるが、もともと周防国の諸勢力のなかでも在京経験が長い一族だった。 からいるが、もともと周防国の諸勢力のなかでも在京経験が長い一族だった。 からのち内藤氏は大内氏の在京雑掌で、 内藤氏が南北朝期に大内氏の被官化することについては、阿武 注1前掲
- 一九九八年)を参照。 の領国統治における女性の役割」(『日本中世の社会と女性』吉川弘文館、78)内藤氏が毛利氏に臣従を認められる経緯については、田端泰子「毛利元就78)内藤氏が毛利氏に臣従を認められる経緯については、田端泰子「毛利元就
- いるのは、この時期に本家との連携が途絶えた結果かもしれない。郷流と接続するも、中間部分では大幅な欠損が生じるなどの不都合が生じて「内藤氏系図」(『系図綜覧』所収)のように本家の系譜を改定して藤原秀)周防国以外に分散した内藤氏の系図がほとんど残らないことや、たとえば